

# 第2次二宮町地域福祉計画

二宮町社会福祉協議会

# 第3次地域福祉活動計画

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

令和5年3月

二 宮 町

二宮町社会福祉協議会



## はじめに

---

近年、少子高齢化の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域コミュニティの希薄化が避けられないものになるなど、地域を取り巻く環境は変化してきています。



また、8050問題やヤングケアラーなど、多様で複雑な困りごとを抱え、従来の福祉サービスだけでは対応が困難な課題も生じており、このように多様化・複合化した課題に対し、地域の一人ひとりの困りごとを地域の課題として共有し、誰もが主体性をもって取り組むことが求められています。

今回策定しました「第2次二宮町地域福祉計画」では、引き続き支援が必要な人への福祉の充実に努めていくほか、コンパクトな町である利点を活かし、高齢、障がい、子育てといった各分野を横断的につなぎ、町関係部署や地域が連携して包括的に支援を行う体制づくりを進めます。

本計画では「みんなでつくる みんなで支える 誰もがつながるまち にのみや」を基本理念に掲げ、町民の誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていける「地域共生社会」の実現を目指し、地域の様々な課題に地域ぐるみで取り組んでいただけるよう、行政や関係機関だけでなく、町民の皆さまをはじめ、地域で活躍される様々な個人・団体の方々に期待される役割をお示ししています。

計画の推進には、個人、地域社会、行政がそれぞれの得意分野や専門性を活かし、協働・連携しながら取り組んでいく必要がありますので、皆さまのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます

結びに、この計画の策定にあたり熱心にご審議いただいた策定検討会委員の皆さまをはじめ、パブリックコメントやアンケート調査などで貴重なご意見をいただきました皆さまに、心から御礼申し上げます。

令和5年3月

二宮町長 村田邦子

## はじめに

---

二宮町社会福祉協議会では、平成29年3月に「二宮町社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画」を策定し、「ささえあい、誰もがいきいきと豊かに暮らせる町をめざして」を基本理念として、地域の助け合いによる地域福祉の推進を目指して取り組んでまいりました。



この間、国においては、社会福祉法の改正等が行われ、「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が打ち出されました。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、社協の各事業や民間の福祉活動等は制約や自粛を余儀なくされていますが、こうした中であっても、支え合いでつながるまちづくり、近所の助け合いから始める地域づくりの必要性を改めて強く感じております。

このたび二宮町と協働して策定した「二宮町社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画」は、「みんなでつくる みんなで支える 誰もがつながるまち にのみや」を基本理念として、町民や関係機関・団体が主体となって取り組む、具体的な活動内容を定める行動計画となります。地域福祉の推進には地域の皆様の積極的な参加が必要不可欠となりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただいた策定委員の皆様、関係機関の皆様に、心から御礼申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人二宮町社会福祉協議会  
会長 関野 茂司

---

# 目次

---

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画の趣旨と目的 .....	3
1 計画策定の趣旨 .....	3
2 地域福祉における役割 .....	3
第2節 計画策定の背景 .....	5
1 国の動き .....	5
2 県の動き .....	5
3 町の動き .....	6
4 町社会福祉協議会の動き .....	6
第3節 計画の概要 .....	7
1 法的根拠 .....	7
2 計画の位置付け .....	7
3 計画の期間 .....	10
4 計画の推進体制 .....	10
<b>第2章 二宮町の地域福祉を取り巻く現状と課題</b> .....	<b>13</b>
第1節 統計からみる現状 .....	15
1 人口の現状 .....	15
2 支援が必要な人の状況 .....	17
第2節 町民意識アンケート結果からみる現状 .....	21
1 実施概要 .....	21
2 調査結果のまとめ .....	22
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>25</b>
第1節 計画の基本理念 .....	27
第2節 計画の体系 .....	28
<b>第4章 具体的な取り組みの展開</b> .....	<b>29</b>
基本目標1 地域を支える人づくり .....	31
基本目標2 誰もがつながり合う仕組みづくり .....	37
基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり .....	45
<b>資料編</b> .....	<b>53</b>
1 二宮町地域福祉計画策定検討会委員名簿 .....	55
2 用語集 .....	56
3 成果指標 .....	59



# 第1章

---

## 計画の策定にあたって

---

### 第1節 計画の趣旨と目的

- 1 計画策定の趣旨
- 2 地域福祉における役割

### 第2節 計画策定の背景

- 1 国の動き
- 2 県の動き
- 3 町の動き
- 4 町社会福祉協議会の動き

### 第3節 計画の概要

- 1 法的根拠
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の推進体制





## 1 計画策定の趣旨

本町では、誰もが住み慣れた地域で、自立して暮らせるよう、町民、福祉事業者等、行政、町社会福祉協議会が一体となって地域福祉の充実に取り組んでいくため、平成29年に二宮町地域福祉計画・第2次二宮町社会福祉協議会地域福祉活動計画を策定し、地域福祉の推進を図ってまいりました。

「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉法の改正が進められ、各地で地域福祉の再構築が進められています。町においても、今後の少子高齢化や人口減少を見据えるとともに、担い手や支援方法の多様化、社会技術の進化等の状況も踏まえ、個別の施策だけでなく、自助・互助・共助・公助がより連携できるように、公・共・私の在り方などを見直していくことが必要となります。

第2次二宮町地域福祉計画は、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現のため、また、保健福祉分野の計画を包括するとともに、地域福祉の担い手である二宮町社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が取り組む「第3次地域福祉活動計画」と連携して一体的に策定し、本町の地域福祉をより一層充実させていきます。

## 2 地域福祉における役割

### （1）地域福祉とは

「福祉」というと、高齢者や障がいのある人、子どもなど、対象者ごとに限定され、その対象者のためと思う方が少なくありません。しかしながら、福祉サービスを始めたとした支援を必要とするのは分野で分けられた特定の人だけではありません。地域には様々な方が住んでおり、課題や問題も多様であるため、福祉サービスだけでは対応できないことがあります。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていけるような社会を実現するための取り組みのことです。一方で少子高齢化や核家族化の進行、価値観の変化や生活様式の多様化により、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。一人ひとりの福祉ニーズに対応し、その人らしい生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域住民が「我が事」と捉え、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

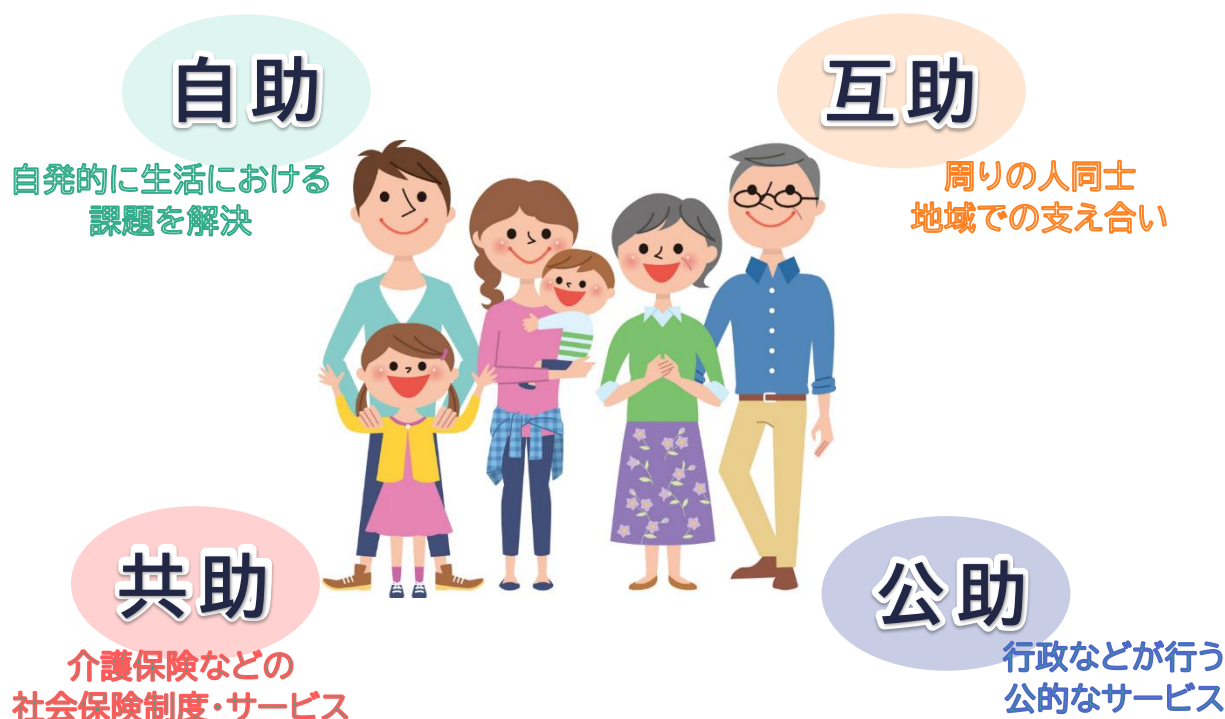
## (2) 「自助」「互助・共助」「公助」の視点

地域福祉を推進するためには、個人、地域社会、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力していくことによってはじめて可能となります。住民一人ひとりの力（自助）、住民同士の力（互助）、社会保障などの相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）など、重層的に取り組むことが重要となるため、行政は必要なサービスを提供するとともに、「自助」「互助・共助」が生まれやすい環境づくりを進めていくことが期待されています。

### 地域福祉を進めるための視点

自助	自発的に生活における課題を解決すること
互助 共助	自分だけでは解決できないことは、地域で協力して行うこと (隣近所など、より身近な範囲での助け合い・支え合いの取り組みを「互助」、制度化された相互扶助を含めた地域ぐるみでの助け合い・支え合いの取り組みを「共助」として捉えます)
公助	地域でも解決できないことは、行政などが公的サービスとして行うこと

### < 「自助」「互助・共助」「公助」の関係性 >



## 1 国の動き

---

国では、少子高齢・人口減少社会による経済・社会の危機を乗り越えるため、地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことができるよう、平成28年度から地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めているところです。

誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取り組みと、様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという地方創生の取り組みは別々のものではなく、地域福祉によって生活の質が向上することが地域の活性化につながり、また、生活の基盤としての地域社会が持続可能であることが地域福祉の推進に不可欠です。

そのため、地域共生社会を実現するには、福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市交通等も含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「コト」「お金」そして「思い」が循環し、支える・支えられるという関係性を越え、相互に支え合う関係性ができることが必要とされています。

このようななか、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法の一部が改正されました。改正法により、自治体は、保健医療、労働、教育、住まい、都市再生などの関連施策との連携により、地域生活課題の解決に努めることとされています。

## 2 県の動き

---

神奈川県は、社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、平成27年3月に「神奈川県地域福祉支援計画（平成27年度から平成31年度）」を改定しました。その後、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現」を基本目標に、平成30年度を初年度とする「神奈川県地域福祉支援計画」改定計画※（平成30年度から令和2年度）を作成し、地域福祉の推進に取り組んでいます。

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和4年度に改定作業を行い、次期計画は令和5年度から開始時期を変更（当初予定からは2年遅れ）。改定までの期間は、現行計画等に基づき施策を展開。

### 3 町の動き

---

町では、「人と暮らし、誰もがいきいきと豊かに暮らせる町 へののみや」を計画の理念に掲げ、第1次地域福祉計画を策定し、以降、計画に基づき、「地域を支える人づくり」や「誰もがつながり合う仕組みづくり」、「誰もが安心して暮らせる環境づくり」、「地域福祉を推進する連携の体制づくり」など、地域福祉の推進に取り組んできました。

また、社協やゆめクラブと連携し「地域の通いの場」を中心に、地域包括支援センターなど地域の関係団体・機関によるネットワークを構築し、要援護者への重層的な支援の充実を図っています。

高齢者や障がい者については、医療情報を集約したシートを民生委員等を通じて作成し、緊急時に対応をとれる体制を整えるとともに、避難行動要支援者として居住地区と共有することで、災害時の避難誘導に備えています。

しかし、急速に進展する高齢化や少子化、単独世帯の増加など家族形態の変化によって、生活課題はますます多様化・複雑化し、8050問題、ダブルケア、ひきこもり、ヤングケアラーなど制度の狭間や社会的孤立といった、従来の行政の枠組みでは解決できない課題が顕在化しています。

こうした中、町では令和3年4月に「ことわらない相談窓口」を開設し、制度や分野に分かれた縦割りでは対応しにくい相談についても、解決へ向けて支援しています。町民一人ひとりがその人らしい生き方を実現できる社会を目指し取り組みを進めています。

### 4 町社会福祉協議会の動き

---

町社会福祉協議会では、それぞれ「ささえあう みんなのまち」「ささえあい、誰もがいきいきと豊かに暮らせる町をめざして」を基本理念に掲げた第1次・第2次地域福祉活動計画に基づき、地区社協部会や社協登録ボランティア団体をはじめ、様々な福祉関係団体、また地域住民と連携し、皆でささえあい、誰もがいきいきと生活できる町づくりの一助となるよう各種事業を展開しつつ、地域福祉の推進に取り組んできました。

地域の居場所づくりや介護予防のために地域住民が中心となって実施している「地域の通いの場」については、町や地区社協部会、ゆめクラブ等と連携し、各種講座の実施や日程の調整などを行い、通いの場の定着、充実を図っています。

多様化・複雑化する地域課題については、認知症サポーター、ボランティアの養成講座や活動支援を行うことで地域の人材育成を図り、高齢者世帯への緊急通報システムの設置・運用による緊急時対応や見守りの体制づくりを推進し、直近のコロナ禍においては生活費等の貸付相談や支援、フードバンクや地域住民の協力による食料品、日用品の支援を通じて地域の困窮者を支える活動に取り組むなど、安心して生活できる環境の整備を進めています。

また、町から受託している地域包括支援センターを中心に、令和3年4月に開設された「ことわらない相談窓口」と連携し、各種相談への対応や高齢者、障害者の権利擁護等の取り組みを進めています。

## 1 法的根拠

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けるものです。

### 【社会福祉法（抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（地域住民等）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5） 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

## 2 計画の位置付け

### （1）「二宮町地域福祉計画」の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、策定されます。

「神奈川県地域福祉支援計画」を踏まえるとともに、町の「第6次二宮町総合計画」に基づく個別計画として、高齢者、障がい者、子ども等、福祉に関する町の計画に共通する理念や福祉分野の横断的な方向性を定める計画です。

### （2）「二宮町社会福祉協議会地域福祉活動計画」の位置付け

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が策定するもので、「すべての町民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を営む者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

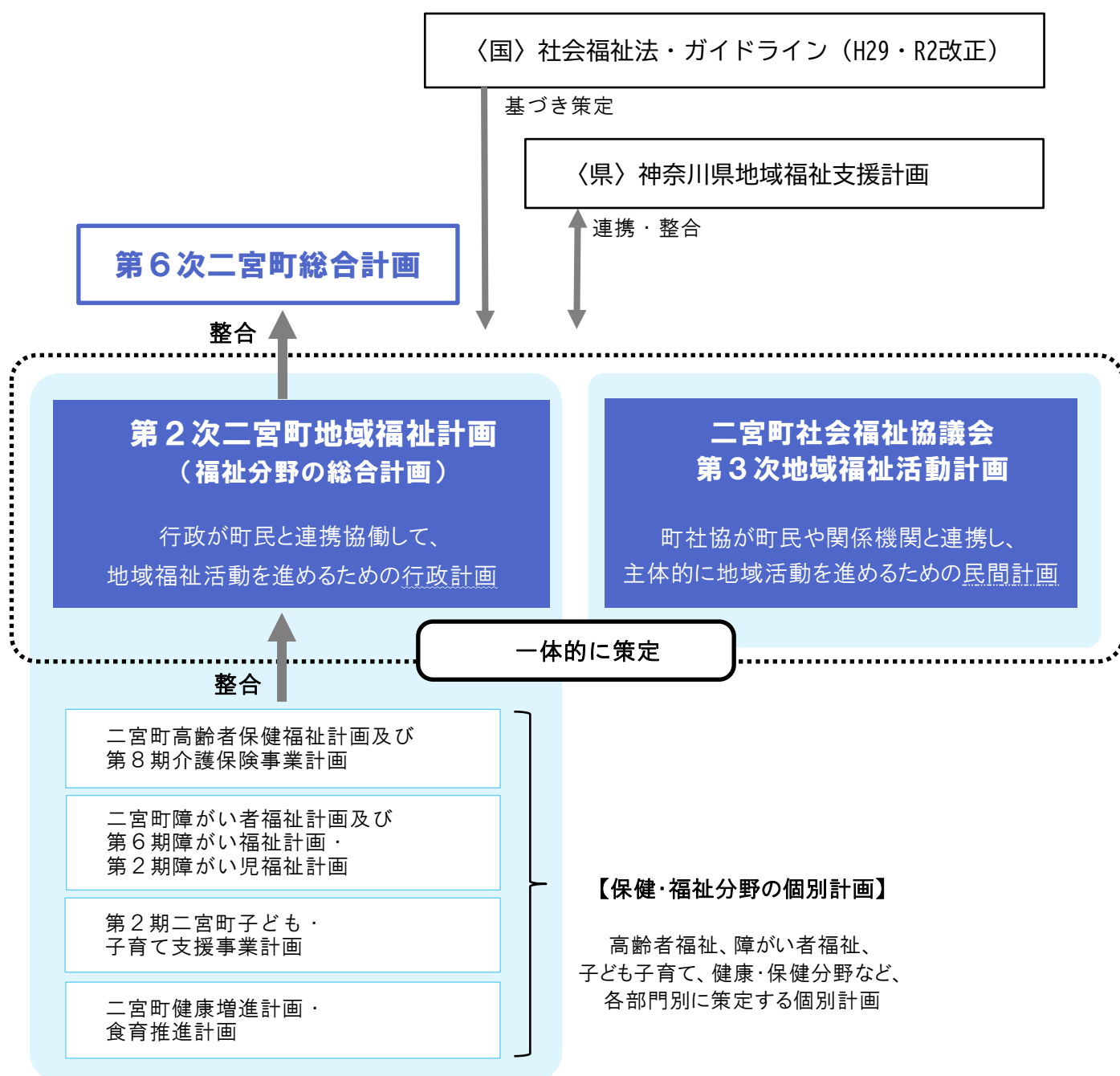
### (3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

「二宮町地域福祉計画」は、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、二宮町として地域福祉を推進するうえでの「理念」と「仕組み」を定めるものであり、保健・福祉の各分野で共通して取り組むべき事項を定める福祉分野の総合計画です。

また、それらの理念や仕組みをもとに、実現に向けての具体的な活動内容を考える計画が、町社協の策定する「二宮町社会福祉協議会地域福祉活動計画」です。

この「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、車の両輪のようなものであり、これらが連携して策定されることにより、地域にかかわるものの役割や協働が明確化され、より実効性が高まります。

#### <計画の位置づけのイメージ>



#### (4) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画とSDGs

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年9月の国際サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における、令和12年までの国際社会共通の目標です。

SDGsは、「誰一人取り残さない」取組にするために、すべての人が参加したパートナーシップを通じて推進することを前文に掲げており、誰もがしあわせを実感できることをめざす地域福祉は、SDGsの実現においても不可欠な取組です。

また、SDGsの17の目標と169のターゲットは統合的に推進することとされており、「すべての人に健康と福祉を」、「貧困をなくそう」、「住み続けられるまちづくりを」をはじめ、地域福祉と関連の深い目標が多くあります。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5か年とします。なお、社会情勢の変化等により、計画期間の途中であっても見直しを行う場合があります。

#### <計画の期間>

	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
二宮町	二宮町地域福祉計画						<div style="border: 2px dashed green; padding: 5px; display: inline-block;">           第2次二宮町地域福祉計画            二宮町社会福祉協議会            第3次地域福祉活動計画         </div>				
社会福祉協議会 二宮町	二宮町社会福祉協議会 第2次地域福祉活動計画										

### 4 計画の推進体制

#### (1) 計画の推進

本計画を進めていくにあたっては、町や町社協だけでなく、町民との連携・協力、さらには地域で活動する自治会・町内会やボランティア団体、事業者など地域福祉を担う主体それぞれが相互に連携を図り、役割を果たしていくことが大切です。

そのためには、計画に対する理解を得ることが重要であり、本計画の実現に向けて、町及び町社協の広報紙、ホームページなどに掲載するなど、様々な方法で周知・啓発を行い、地域福祉の取り組み推進に向けた意識の醸成を図ります。





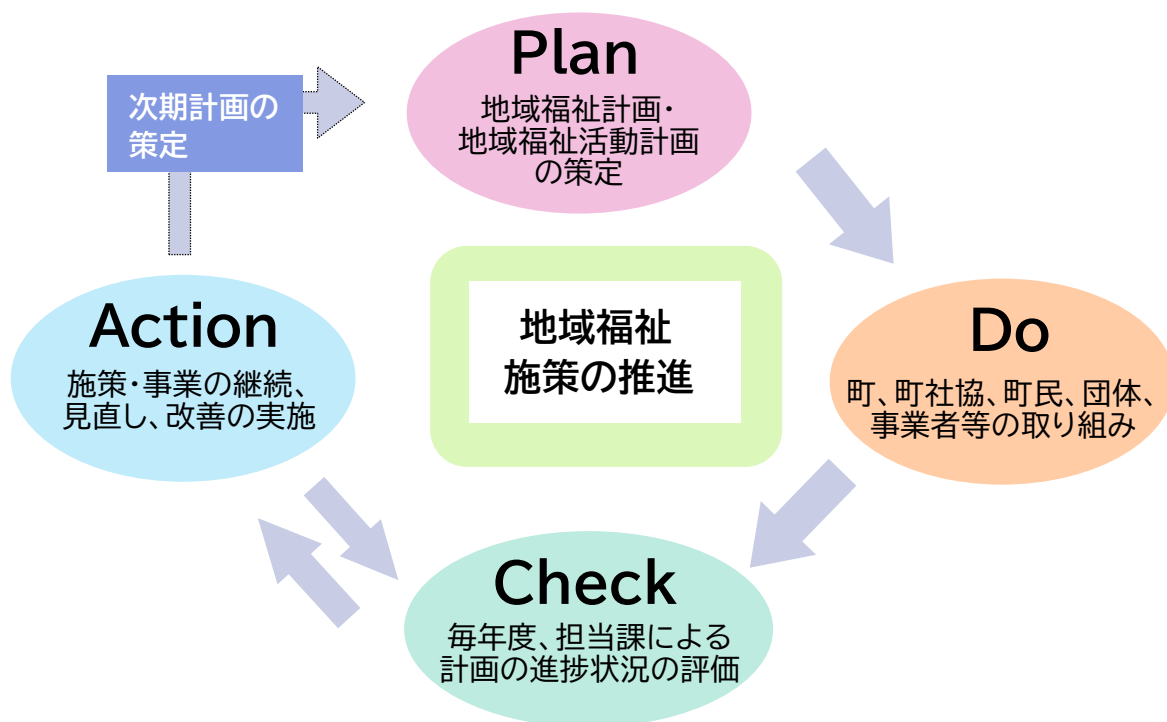
## (2) 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクル【Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）】の理念を活用し、計画の着実な推進を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性を高めていきます。

本計画に記載した各取り組みについて、担当課で進捗状況について評価し、関係各課や町社協と連絡・調整を図りながら、課題については次年度以降の取り組み内容の改善につなげます。

なお、必要に応じて計画期間の途中であっても社会情勢の変化等に応じて計画の見直しを行います。見直した内容については、町ホームページ等を通して町民に広く周知します。

### <PDCAサイクルに基づく計画の推進>





## 第2章

---

# 二宮町の地域福祉を 取り巻く現状と課題

---

### 第1節 統計からみる現状

- 1 人口の現状
- 2 支援が必要な人の状況

### 第2節 町民意識アンケート結果からみる現状

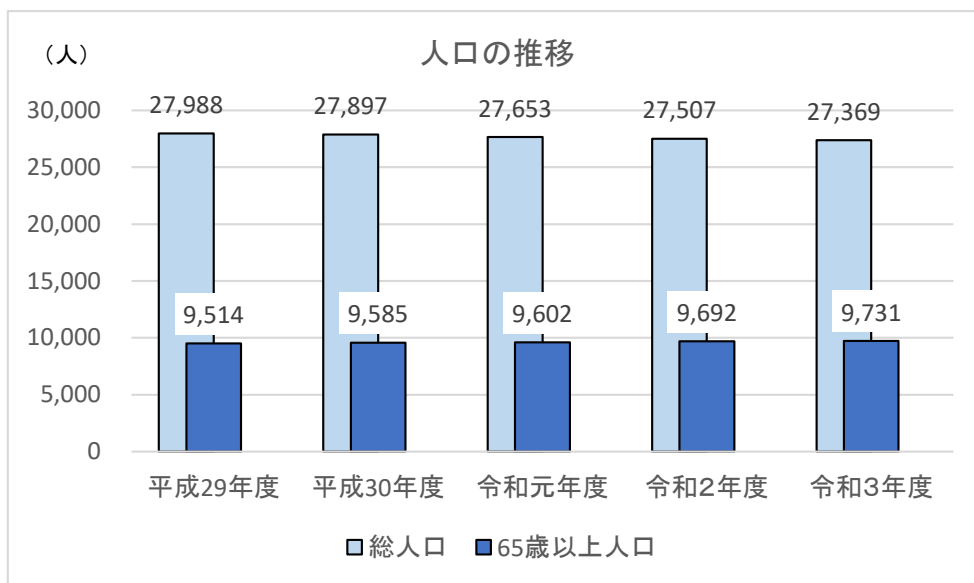
- 1 実施概要
- 2 調査結果のまとめ



## 1 人口の現状

### ①人口の推移

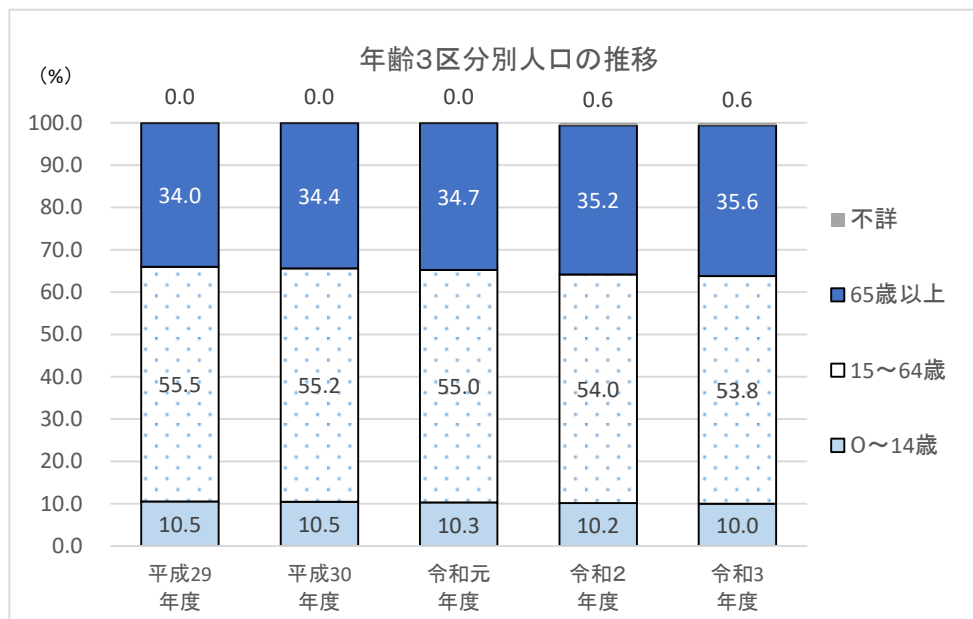
過去5年間の総人口は微減傾向にありますが、65歳以上人口は増加しています。



出典：神奈川県年齢別人口統計調査（各年度1月1日時点）

### ②年齢3区分別人口の推移

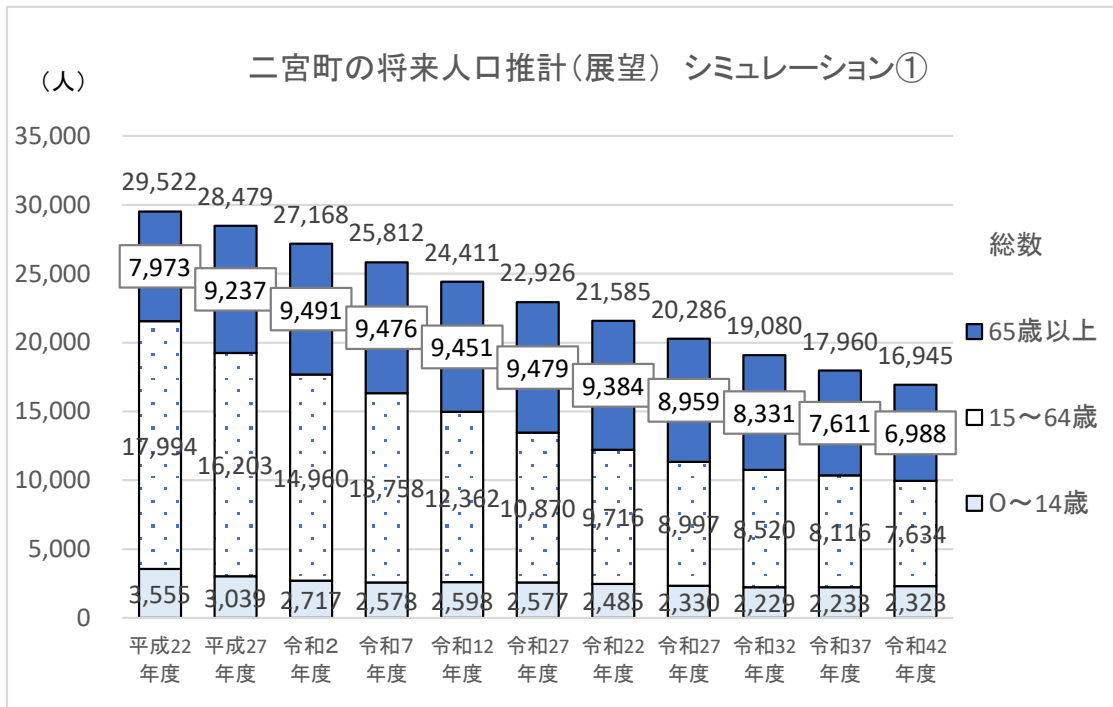
0～14歳人口と15～64歳人口の割合は微減傾向にある一方、65歳以上人口の割合は増加が続いています。



出典：神奈川県年齢別人口統計調査（各年度1月1日時点）

### ③将来人口推計

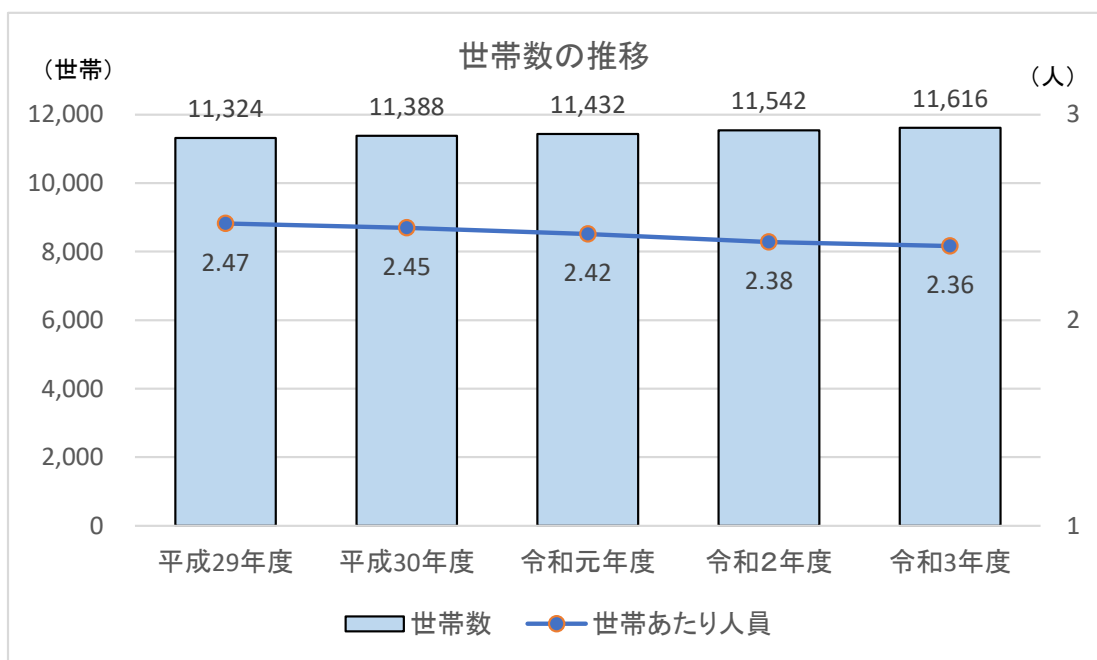
総人口数は年々減少傾向であり、令和 42 年度時点では、令和 2 年度と比べると全人口で約 38%、15 歳～64 歳人口で約 49%の人口減少が見込まれます。



出典：二宮町人口ビジョン（平成 28 年 3 月）

### ④世帯数の推移

世帯数は毎年増加していますが、1 世帯あたりの人員数は減少となっており、2 人以下世帯の割合が上昇していると考えられます。

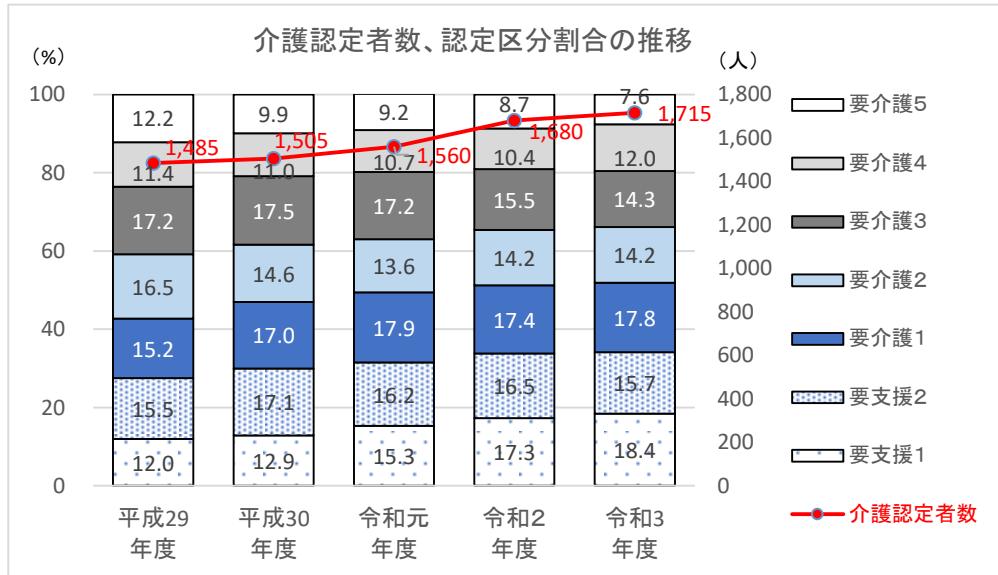


出典：神奈川県年齢別人口統計調査（各年度 1 月 1 日時点）

## 2 支援が必要な人の状況

### ①要介護・要支援認定者の状況

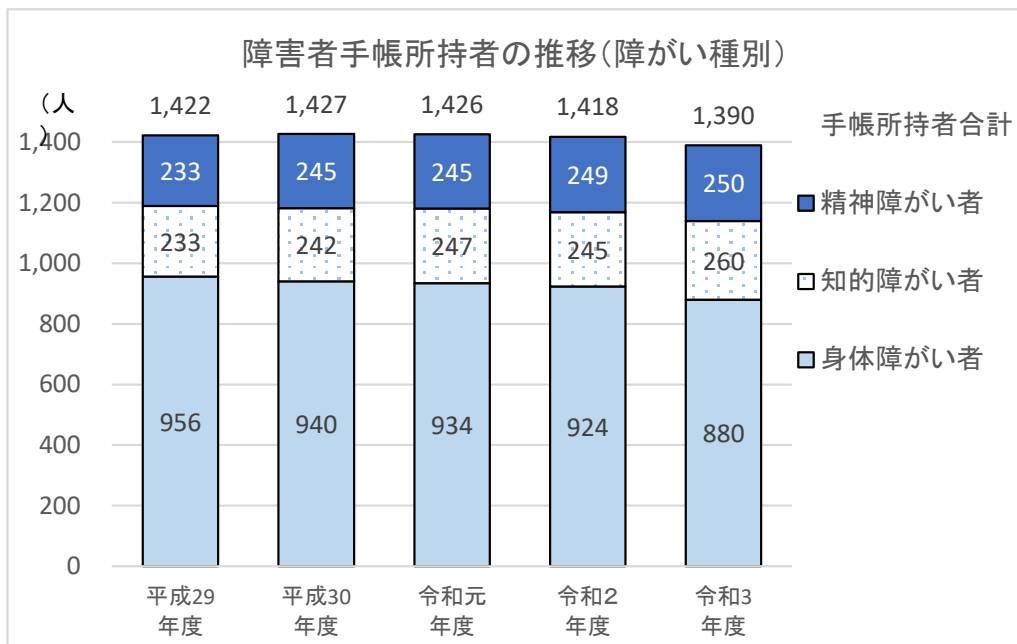
介護認定者数は令和元年度から2年度にかけて大幅に増加しました。認定区分割合では、「要支援1」の上昇が目立っています。



出典：介護保険事業状況報告（各年度3月31日時点）

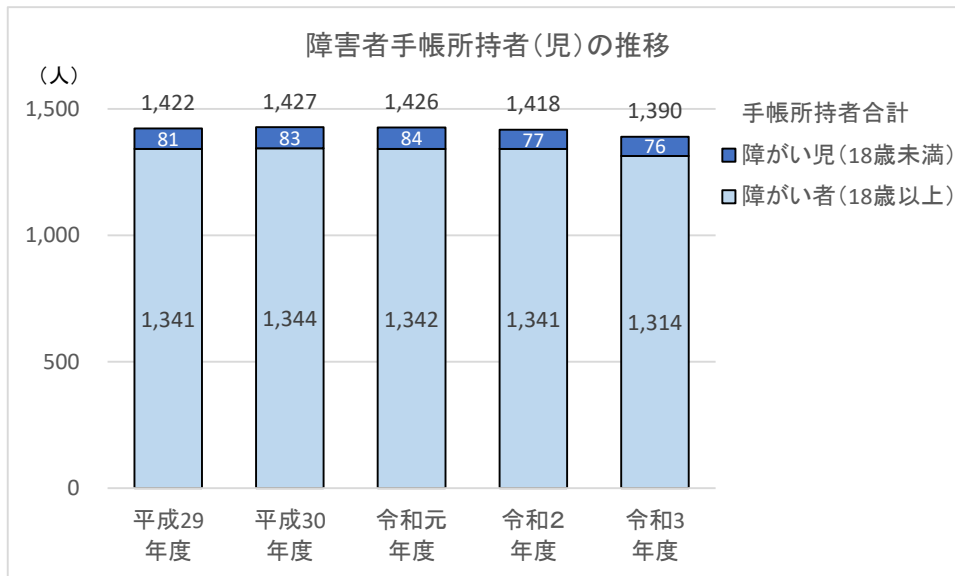
### ②障がい者の状況

手帳所持者数合計は横ばいで推移しています。令和3年度は例年よりも「身体障がい」が少なく、「知的障がい」がやや多くなっています。



出典：福祉保険課（各年度3月31日時点）

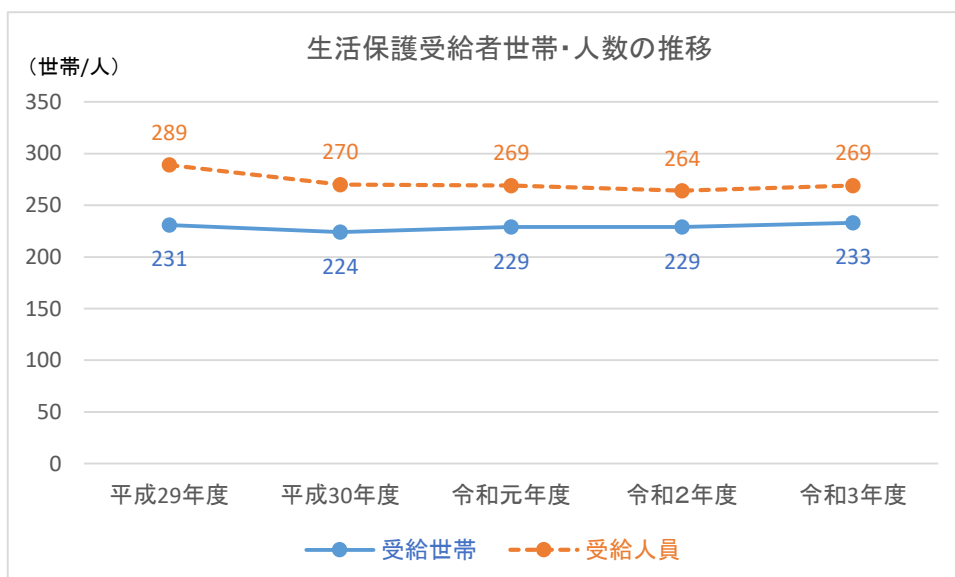
18歳未満の「障がい児」は横ばいで推移し、18歳以上の「障がい者」の令和3年度は例年よりもやや少なくなっています。



出典：福祉保険課（各年度3月31日時点）

### ③生活保護の状況

平成30年度以降は受給世帯数、受給人員数ともに横ばいで推移しています。単身世帯増加の影響か、世帯数と人員数は接近しつつあります。

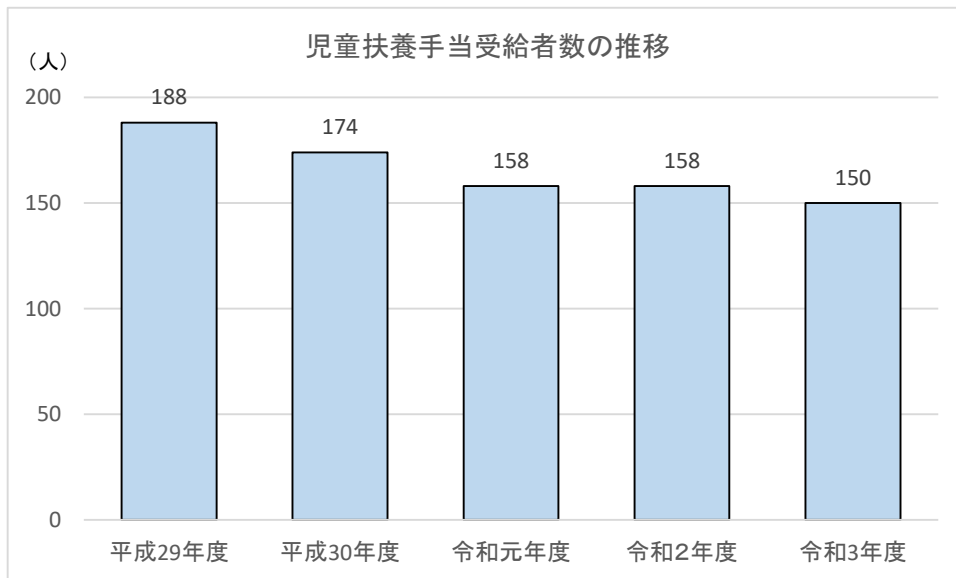


出典：平塚保健福祉事務所（各年度3月31日時点）



#### ④ひとり親家庭の状況

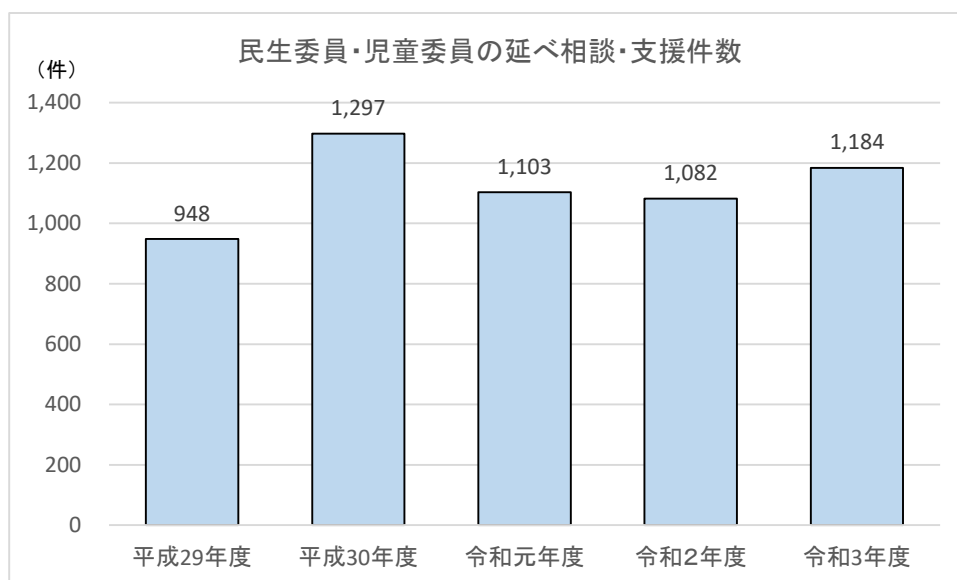
児童扶養手当受給者数は減少傾向にあり、令和3年度は平成29年度に比べて2割減となっています。



出典：子育て・健康課（各年度3月31日時点）

#### ⑤民生委員児童委員の相談・支援

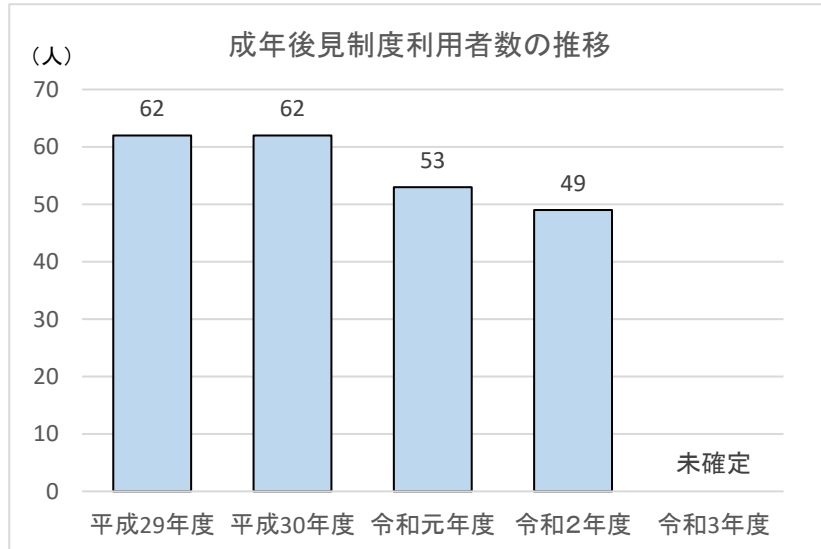
相談・支援の延べ件数は年間1,000件前後で推移しています。



出典：福祉保険課（各年度3月31日時点）

## ⑥成年後見制度利用状況

成年後見制度利用者数※は、近年減少傾向となっています。



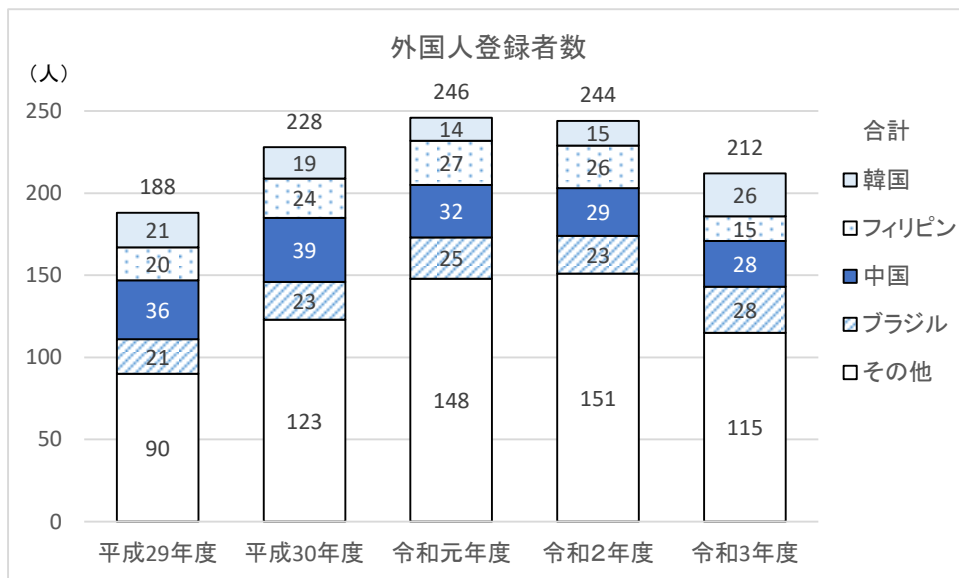
出典：横浜家庭裁判所（令和2年12末日時点）

町長申立による成年後見制度 利用支援事業利用件数（件）	H29年度	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	1	1	1	5	2

※住所地が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家裁判所が管理している者の数は含まれない。また、住所地が神奈川県外の者の数は計上していない。

## ⑦外国人の状況

外国人登録者数は令和2年度までは増加傾向でしたが、令和3年度はコロナ禍の影響か、減少に転じています。令和3年度を出身国別でみると、「フィリピン」の減少とは対照的に「韓国」の増加が目立っています。



出典：戸籍税務課（各年度1月1日時点）

## 1 実施概要

### ①調査目的

「第2次二宮町地域福祉計画」及び「二宮町社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画」の策定にあたり、町民の福祉に関する意識や、地域活動の実態や課題を把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施しました。

### ②調査設計

- (1) 調査地域：二宮町全域
- (2) 調査対象者：満20歳以上の二宮町在住者男女個人
- (3) 抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
- (4) 調査方法：郵送配布・郵送回収
- (5) 調査期間：令和3年9月30日（木）～10月29日（金）

### ③回収結果

配布数（件）	有効回収数（件）	白票・無効票（件）	有効回収率（％）
1,000	431	0	43.1

※有効回収率は、小数点第2位以下を四捨五入して算出し、小数点第1位までを表示。

### ④調査結果概要

- ・「福祉」に関心がある町民は全体の8割以上を占める。
- ・近所付き合いの程度は、普段から親しい付き合いをしている町民は少なく、会えばあいさつをかわす程度、立ち話をする程度といった付き合いが多い。
- ・自身が隣近所へ可能な支援は、安否確認や緊急時の手助けであり、一方、自身に困りごとが出来た際に必要な支援についても、同様の支援内容が挙げられる。
- ・地域の範囲を「自治会・町内会」と考える人が最多となり、地域へ愛着がある層、定住意向がある層はともに全体の7割を占める。
- ・居住地区で最も満足度が高い項目は児童・生徒が健全に育つ環境、重要度が高い項目は病気やけがに対する医療体制である。
- ・地域の支援活動へ参加経験のある町民は約4割、今後の参加意向は約5割。参加できない理由は、時間がない、興味がない、勤務などの都合で機会がない等が上位に挙がる。
- ・福祉サービス利用時に不都合や不満を感じたことがある町民は1割。
- ・成年後見制度の利用意向は2割台半ばにとどまり、利用したくない理由として「制度の内容や利用方法がよくわからない」、「他人に財産管理をされることに抵抗がある」という考えが多くなっている。
- ・「ことわらない相談窓口」の認知状況は2割弱であり、気軽に相談できそうな雰囲気があることが期待されている。
- ・地域包括支援センターが担う役割を知らない町民が約半数を占める。
- ・地域福祉推進のための望ましい形として、行政と町社会福祉協議会が連携して、町民をリードしていく姿勢が求められている。

## 2 調査結果のまとめ

---

### 《1 福祉について》

回答者の8割以上が福祉への関心があることから、一人ひとりが、自分・家族の住む地域について知り、地域における助け合い・支え合いの関係の構築に向けた意識の醸成ができるよう、情報発信、参加や交流の場づくり等の取組を進めることが必要です。

### 《2 地域との関わりについて》

親しい付き合いをしている回答者は2割弱にとどまり、近所のつながりが希薄化しています。また、個人情報などの壁などから、生活実態がつかめず、支援の必要な方が周囲に気づかれずに地域で孤立しているケースがあります。一方で、隣近所に困っている人がいたときに、安否確認の声かけや緊急時の手助けができること回答した人も多数いたことから、プライバシーの保護に十分配慮しつつも、住民同士の交流の場を確保し、困ったときには、自ら支援を求めやすいような地域づくりが必要です。

さらに、普段から顔の見える関係づくりや地域での防災意識の醸成を図り、有事の際に適切に行動できる地域づくりを進めることが重要です。

### 《3 地域の満足度について》

地域愛着がある人、定住意向がある人はともに7割を占め高くなっています。一方、居住地区の満足度・重要度をみると、特に「日常生活を支える買い物や交通の利便性」では重要度が高く不満度も高いと回答されています。高齢者や障がい者等が買い物や外出に困難を抱えるケースも増えており、地域での支え合いによる買い物支援や移動支援のニーズが一層高まることが予想されます。

### 《4 地域活動等について》

地域でのボランティア活動や地域住民に対する各種支援活動は、どの年代、どの居住地域においても多くの町民に参加意向があります。一人ひとりが、自身のライフステージやライフスタイル、福祉への意識・関心に応じて活動に参加できるよう、多様なジャンルの情報発信及び参加機会の提供、コーディネートなどの支援に取り組むことが必要です。

## 《5 福祉サービスなどについて》

福祉サービス利用者が最も適切な福祉サービスを選択し利用することができるよう、相談体制の確保を図るとともに、広報紙やホームページをはじめとした多様な情報伝達の手法を用いて福祉サービスに関する情報の提供が求められています。

## 《6 福祉に関する制度・取組みについて》

成年後見制度の「名前も内容も知っている」回答者の割合は全体の約3割にとどまります。成年後見制度は、社会生活上で大きな支障が生じていない、または生じていても、制度の理解や周知が進んでいないなどから、利用に至らないといった実情があります。幅広い町民へ、成年後見制度の理解促進を図るための普及啓発を行うことが必要です。

また、「ことわらない相談窓口」の認知度が2割に満たないことから、世代や分野を超えて相談を必要としている人に伝わる積極的な情報発信を進めることが必要です。

## 《7 これからの地域福祉について》

地域福祉推進のために行政と町社会福祉協議会の連携が求められています。そのためには、両者の緊密な連携が必要であり、情報の共有を含めたネットワークづくりを強化し、町民や地域団体等と協働してまちづくりを進めることが必要です。



## 第3章

---

# 計画の基本的な考え方

---

第1節 計画の基本理念

第2節 計画の体系





近年は、急速な少子高齢化や核家族化が進行する中で、ライフスタイルの多様化や価値観の変化により、地域コミュニティの希薄化が進むなど、個人や地域が抱える課題が複雑化しています。

また、80代の親がひきこもりの50代の子を支える「8050問題」や本来大人が担う家事や家族の世話を日常的に子どもが行うヤングケアラーなど、困難な課題が生じています。

そのような中、支援が必要な人が増加する一方で、生産年齢人口の減少により、家族の支え合いや既存の制度の枠組みだけでは対応できない課題が生じていることから、誰もが生涯にわたり、住み慣れた地域でその人らしい自立した生活を送るようにすることが重要です。

地域福祉の主役は地域で生活する住民です。地域の中で支援を必要とする人の声を身近な住民が認識し、必要な支援につなげ、すべての住民が安心して生活できる支援体制づくりが必要です。そのためには、住民一人ひとりが地域をよく知ること、福祉を理解することから、誰もが安心してともに暮らせるまちづくりが始まります。地域の中での支援は、行政や特定の団体・企業・個人が個々に行うものではなく、行政・町民・団体・企業すべての人が主体となっていく必要があります。

こうした社会を具現化するため、本計画は、「みんなで作る」、「みんなを支える」、「誰もがつながるまち」を基本理念として掲げ、二宮町で暮らす誰もがつながり、支えあうまちづくりの実現を目指します。

---

---

**みんなで作る みんなで支える  
誰もがつながるまち にのみや**

---

---

## 第2節

## 計画の体系

基本目標	施策	取り組み
目標1 地域を支える 人づくり	(1)福祉意識の醸成	地域福祉に関する普及啓発 学校での福祉教育の推進
	(2)権利擁護の推進	成年後見制度等の普及・推進 虐待予防・防止の周知 障害者差別解消法の周知
		(3)人材の育成と活用
	(4)ボランティア活動の 活性化	ボランティアの育成・活動支援 団体や事業所の地域福祉活動の推進
目標2 誰もがつなが り合う仕組み づくり	(1)地域コミュニティの 形成	自治会・町内会活動への支援 地域における見守り活動の推進
	(2)交流の場や機会の充実	地域の通いの場の充実
	(3)福祉サービスの充実	各種福祉サービスの提供
	(4)情報提供の充実	相談窓口の周知 生活困窮者の支援 ひきこもりや就労等の支援 情報バリアフリーの推進
		(5)地域福祉ネットワー クの整備・構築
目標3 誰もが安心して暮ら せる環 境づくり	(1)社会的障壁の除去	心のバリアフリーの推進 生活環境の整備
	(2)防犯・防災体制の充実	地域の防災力の向上 避難行動要支援者の把握 安心して生活できる地域づくりの推進
		(3)相談体制の充実
	(4)健康づくり・生きが いづくりの推進	健康づくりの普及・情報提供 生涯学習機会の拡大 スポーツ・レクリエーションの機会の拡大

## 第4章

---

# 具体的な取り組みの展開

---

- 基本目標1 地域を支える人づくり
- 基本目標2 誰もがつながり合う仕組みづくり
- 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり



### 現状と課題

- ・核家族化の進行などにより、地域のつながりは希薄化傾向にあり、地域における助け合い、支え合いの意識の醸成はより一層重要となっています。
- ・町民意識アンケートからは、8割強が福祉への関心を持っており、関心の高さがうかがえるものの、地域福祉は他の福祉分野に比べ高いとは言えない状態にあります。
- ・認知症や障がいなどにより、判断能力が十分でない方の権利を守るため、成年後見制度を利用することで、一層の権利擁護を推進していく必要があります。
- ・町民意識アンケートからは、成年後見制度の「名前も内容も知っている」回答者の割合は全体の3割にとどまっていることから、制度の内容や利用方法を周知、啓発していくことが重要です。
- ・地域福祉の推進には、地域福祉の考え方を理解し、専門的な知識を持った主体的に活動できる人材が求められています。
- ・また、今後は元気な高齢者にも地域活動やボランティア活動の担い手としての役割が期待されています。
- ・ボランティア活動の活性化のため、町社協や団体、事業者等と連携を強化し、町民がボランティア活動に参加しやすい体制を整えることが必要です。

## 成果指標

### 【成果指標（アウトカム指標）】

指標	実績 (令和3年度)	数値目標 (令和8年度)
地域の支援活動への参加状況	38.5%	40%

※実績及び数値目標は、参考資料 59 ページを参照

### 【活動指標（アウトプット指標）】

指標	実績 (令和3年度)	数値目標 (令和8年度)
社協ボランティア活動者数	220 人	増加
認知症サポーター養成講座受講者数	3,660 人	増加
手話通訳者・ガイドヘルパー登録者・要約筆記認定者数	19 人	現状維持

## 施策（1） 福祉意識の醸成

### <課題解決に向けて>

性別や年齢、障がいの有無等にかかわらず、地域住民がお互いを尊重し、思いやることで、障がいや困りごとなどを相談しやすくなるよう、福祉意識を啓発するとともに、福祉意識醸成に取り組む団体を支援します。

## 町の取り組み

### ○地域福祉に関する普及啓発

地域福祉の考え方を理解してもらうための情報提供や、人権意識を高めるための講演会や啓発活動を行います。

犯罪予防や、児童虐待の防止、里親の推進を目的としての啓発活動やイベントを通して町民の関心を高めます。

地域における認知症の方への理解を深め、日常生活を支援するため、認知症サポーター養成講座を実施し、サポーターの養成に取り組むことで、認知症の方が暮らしやすいまちづくりを進めます。

### ○学校での福祉教育の推進

小中学校における福祉教育を推進し、高齢者や障がい者等への理解を深め、思いやりの心を育みます。

## 町社協の取り組み

○関係団体・ボランティアの協力のもと、福祉の祭典である「ふれあい福祉のつどい」を開催します。福祉団体に対して主体的な参画を促し、連携を図る機会とするとともに、町民に対しては福祉をより身近に感じてもらえる企画を実施し、福祉への理解を深めるための啓発に取り組みます。また、福祉分野における功労者を表彰します。

○犯罪や非行のない地域づくりに取り組む団体・活動を支援し、明るい社会づくりに取り組みます。

## 町民ができること

○人権や福祉教育に関する学習会や講演会等に隣近所の方と誘い合って積極的に参加しましょう。

○高齢者や障がい者、子どもたちなど、多様な人と関わり合う機会をつくりましょう。

○福祉に関心を持ち、町内会や町、町社協、ゆめクラブなどが行う各種事業に積極的に参加しましょう。

○障がいや困りごとのある人を適切な機関やNPOなどにつなげられるよう情報収集しましょう。

○助けてほしいという声を発することができる仲間をつくりましょう。

## 団体・事業者の取り組み

○学校等での福祉教育の実施にあたって、講師の派遣等の積極的な協力を行います。

## 施策（２） 権利擁護の推進

### <課題解決に向けて>

権利擁護に係る成年後見制度等の周知や普及促進のため、広報紙、ホームページ、SNS等の多様な広報媒体を活用し、幅広い情報発信を行います。

### 町の取り組み

#### ○成年後見制度等の普及・推進

成年後見制度の理解を深めるため、民生委員・児童委員に対する研修会や、障がい者支援や当事者の集まる会において、成年後見制度を周知します。

成年後見制度の制度全体について通いの場などで、町民に周知を図り、制度を必要とする人からの問い合わせや申し立てにつなげます。

身寄りのない人等に対し、成年後見制度の利用に関わる事務を行うとともに、必要に応じて申し立て費用や後見人等にかかる報酬を公費で負担します。

#### ○虐待予防・防止の周知

ホームページや広報紙、研修会などを通じて情報発信し、虐待予防・防止に努めます。

児童・高齢者・障がい者等に関するケース対応や地域包括支援センターなどを通じて情報を収集し、虐待の発生予防、早期発見に取り組むほか、関係機関とのネットワーク体制を構築し、早期の対応を図ります。

#### ○障害者差別解消法の周知

障害者差別解消法に基づく合理的配慮について内容を分かりやすく周知します。

### 町社協の取り組み

- 日常生活自立支援事業の充実を図ります。
- 法人後見事業を通じ、必要な支援を行います。

### 町民ができること

- 成年後見制度について、情報収集しましょう。
- 近所で虐待についての情報を得たら、迷わず町や関係機関に連絡しましょう。

### 団体・事業者の取り組み

- 地域で虐待が疑われる事案を発見した場合には、町や関係機関に連絡します。



## 施策（3） 人材の育成と活用

### <課題解決に向けて>

福祉について関心・理解を持った人材を育成し、支援が必要な人につなげます。

### 町の取り組み

#### ○福祉人材の育成

手話通訳者養成講習会等を実施し、多くの方が参加することで、手話や要約筆記を用いたコミュニケーションが地域の中で可能となるよう取り組みます。

民生委員・児童委員に対して各種情報提供を行うとともに、活動単位である各地区に対して周知を行い、地域福祉の円滑な推進のため、関係機関とのパイプ役を担うことを支援します。

### 町社協の取り組み

- 社協登録ボランティアと協働でボランティアを育成します。また、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域資源の1つとして、社協が行う「おたすけネット」において、コーディネーター及びサポーターの募集・登録を進めるほか、スキルアップも図ります。

### 町民ができること

- 手話奉仕員、認知症サポーター等、地域福祉を支える担い手養成のための講座に積極的に参加しましょう。また、講座参加後は、学んだ知識を活かすため、町内での活動に積極的に参加しましょう。
- 民生委員・児童委員や認知症サポーターと積極的に交流しましょう。

### 団体・事業者の取り組み

- 専門的な資格や技術を持つ人材は町等の養成講座の講師として積極的に参加するとともに、知識や技術を地域に還元します。

## 施策（４） ボランティア活動の活性化

### <課題解決に向けて>

新たな町民活動の立ち上げを支援します。

ボランティア団体の活動情報を町民に提供し、町民のボランティアへの参加につなげるとともに、団体や事業者を巻き込んでのボランティア活動活発化に努めます。

### 町の取り組み

#### ○ボランティアの育成・活動支援

新たな活動を始めたり、基盤整備をしたりするボランティア団体に対して、自主的な町民活動を支援するとともに、活動の活発化を図ります。

子ども会や青少年指導員を対象に研修会を行うことで、指導者としての資質を高め、地域での活躍ができるための人材育成と知識習得を図ります。

ボランティアに参加してみたいと思うような情報や町民活動団体等の情報を集約するとともに、情報提供窓口の一元化を図り、適切で効果的な情報提供につなげます。

ボランティアのコーディネートを行う社会福祉協議会との連携を密に行い、多くの方が参加しやすくなるようボランティア活動について検討します。

#### ○団体や事業所の地域福祉活動の推進

町社協が主催する「ふれあい福祉のつどい」を支援し、団体や事業所等の積極的な参加を促すことで、地域とのネットワークづくりの場として活用を図ります。

### 町社協の取り組み

○「ふれあい福祉のつどい」を開催し、地域とのネットワークづくりの場として活用を図ります。

○各種団体と連携し、ボランティアへの町民の参加を広く支援するとともに、特に若年層やシニア層に向けた活動への参加を促します。また、ボランティア当事者のさらなる活躍の場づくりのため、情報共有等の面で町とも連携を図り、ボランティアニーズの把握とコーディネート機能の強化に取り組みます。さらに、善意銀行や年末たすけあい募金による財源を基に、ボランティア活動を支援します。

### 町民ができること

○自分のできることから、ボランティア活動を始めましょう。

○今まで身につけた知識や技術、経験等を地域福祉活動に活かしましょう。

○町社協等で開催されているボランティア養成講座に積極的に参加しましょう。

○町や町社協が提供するボランティア活動情報を積極的に収集しましょう。

### 団体・事業者の取り組み

○団体・事業者は地域福祉の担い手であることを意識し、積極的に情報発信し参加者を募ります。

○団体は、子どもから大人まで参加しやすい活動内容を検討します。

## 現状と課題

- ・社会構造の変化、価値観や生活様式の多様化により、隣近所での付き合いは希薄化し、人と人とのつながりは弱くなってきています。
- ・本町では、民生委員・児童委員による訪問活動等を通して支援が必要な人に対する見守り活動が進められていますが、今後は8050問題のように制度の狭間にいる人への支援のあり方の検討が必要です。
- ・人と人とのつながりの希薄化は避けられない中、自由回答では「近所づきあいは重要なコミュニティである」、などといった意見があり、身近な地域における交流の活性化を図ることが求められます。
- ・町社協では地域の通いの場での活動に取り組んでおり、類似したクラブ活動を含めると、ほぼ全地区に通いの場等の居場所が設置されています。今後は、地域住民や町と連携し、活動内容の充実に向けた検討を進める必要があります。
- ・各種福祉分野の法制度の改定を背景に、福祉サービスが複雑化しており、町民にとっては適切な福祉サービスを選択し、利用することが難しくなっています。
- ・町民意識アンケートからは、福祉サービスに対する不都合や不満として、サービスの種類や内容がわからないなどの意見が多くなっています。サービスの種類や内容についての周知と、サービス利用について町民が相談できる窓口の整備が求められます。
- ・インターネットが普及し、情報化が進む昨今では、情報媒体が多様化し、必要な情報を必要な人に届ける効果的な情報提供が求められます。今後は、情報提供の方法の見直しを図るとともに、わかりやすい伝え方についての検討が必要です。

## 成果指標

### 【成果指標（アウトカム指標）】

指標	実績 (令和3年度)	数値目標 (令和8年度)
近所付き合いの程度	17.2%	20%

※実績及び数値目標は、参考資料 59 ページを参照

### 【活動指標（アウトプット指標）】

指標	実績 (令和3年度)	数値目標 (令和8年度)
通いの場への参加人数	4,033 人	増加
医療情報シートの登録件数	919 件	増加
町民活動推進補助金交付件数 (スタート支援・ステップアップ支援)	9 件	現状維持

## 施策（1） 地域コミュニティの形成

### <課題解決に向けて>

自治会・町内会活動を支援し、地域での活動の活発化を図るとともに、地域において支援が必要な人を見守り、助け合い、支え合うコミュニティづくりを推進します。

また、多様な情報社会の中、必要な方に適切な情報が提供され、安心した地域生活を送れるよう体制の整備に努めます。

## 町の取り組み

### ○自治会・町内会活動への支援

地域住民の主体性のある地域づくりとコミュニティ活動を支援するため、地区長連絡協議会にて、自治会・町内会同士の情報共有と連携について協議するとともに、地域活動のための支援を行います。また、自治会など地域の人と関わることで得られるメリットを、広報などを通じて周知します。

### ○地域における見守り活動の推進

地区長、町社協、民生委員・児童委員を含む幅広い関係団体と連携し、地域における要支援の人への見守りを進めます。

民生委員・児童委員等を通じて、75歳以上の単独世帯・高齢者のみ世帯の情報を町に登録する医療情報シート（避難行動要支援者登録台帳）登録について、さらなる住民理解を求めながら進め、緊急時の親族や医療機関との連携の推進や、居合わせた人が迅速かつ適切な対応が取れるよう努めます。

## 町社協の取り組み

○地区社協が中心となり、地域福祉や社会参加に関する住民意識の啓発に取り組み、住民の自助活動を進めることで、顔の見える関係の構築を目指します。また、多くの地域住民が地域の強みや地域での課題、ニーズを共有し、各地区で住民が自らの意志により地域での問題解決に取り組むことができるよう、地域で資源整理、課題抽出等を進めるとともに、関係機関との連絡調整等のサポートを進めます。

○地域で活動する当事者団体に対して、様々な側面から活動を支援し、地域における団体活動の推進と、地域コミュニティへの貢献につなげます。

## 町民ができること

○隣近所や地域で会う人に自分からあいさつしましょう。

○自治会・町内会に加入するとともに、隣近所同士で声をかけあい、お互いに気に掛けましょう。

○自治会・町内会や、地区社協、ゆめクラブなどの活動に参加しましょう。

○見守り、買い物、ごみ出しなどできる範囲で隣近所同士の助け合いに協力しましょう。

○自治会など地域の人と関わることで得られるメリットを周知しましょう。

## 団体・事業者の取り組み

○地域での要支援者の発見に努めます。

○地域で要支援者を見つけた場合には、関係機関に連絡します。

**<課題解決に向けて>**

地域の通いの場の活性化や活動内容の充実に向けた検討を行います。

**町の取り組み****○地域の通いの場の充実**

町民同士の交流が図られ、多世代の人が参加できる仕組みについて、地域の通いの場と連携し検討します。

**町社協の取り組み**

- 地域の交流の場として、各地域での「地域の通いの場」において、高齢者や障がい者、子どもなど、誰もが気軽に立ち寄れる通いの場にするとともに、町とも連携し、健康づくりや世代間交流、生活支援、情報交流など、交流の場としての機能の充実を図ります。
- 地域の中での「子どもの居場所」としての役割を果たす子ども食堂を安定して運営できるように支援を進めます。

**町民ができること**

- 可能な範囲で、積極的に外出の機会を設けるよう心がけましょう。
- 地域での交流の機会について、自分や家族の関心があるものについて情報収集し、積極的に参加するよう努めましょう。
- 地域での交流の場となる、「地域の通いの場」に積極的に参加しましょう。

**団体・事業者の取り組み**

- 団体は、世代を問わず参加できるような活動内容を検討します。
- 事業者や社会福祉法人は施設の一部を開放するなど、地域の交流の場の提供に努めます。
- 施設入所者・利用者と地域住民が交流できる場づくりを推進します。

## 施策（３） 福祉サービスの充実

### <課題解決に向けて>

支援を必要とする人が適切に福祉サービスを利用できるよう、一人ひとりに寄り添った福祉サービスの提供体制づくりを強化します。

### 町の取り組み

#### ○各種福祉サービスの提供

児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、健康増進などの各福祉分野の計画に基づいて、各種福祉サービスの提供体制を強化し、サービスの充実を図ります。

### 町社協の取り組み

- 高齢者や障がい者等がいきいきと暮らしていくことができるよう、介護や障がいの程度に応じて、自立に向けた支援に取り組みます。また、ホームヘルパーの派遣等により、介護予防や介護の重症化予防に努めます。
- 障がい者を雇用につなげるため、「ともしびショップ」や「カンナカンナ」の運営を通じて継続的な就労支援に取り組みます。
- 地域の中で、相互援助により子育て中の家庭を支援していくため、町と連携しファミリー・サポート・センターを運営するとともに、母子家庭等へのホームヘルパー派遣による子育て支援を実施します。
- ひきこもりや生活困窮者の就労や経済支援を県社協と連携して支援します。

### 町民ができること

- 町や町社協の提供する福祉サービスに関する情報を積極的に収集しましょう。
- 困った時に相談できる機関や友人を事前に把握しておきましょう。

### 団体・事業者の取り組み

- 日常生活に不安のある人を対象とした福祉サービスの利用援助の充実を図ります。
- 第三者評価等を行いながら、サービスの質の向上を図ります。
- 事業者は、成年後見制度や各種福祉サービス、ボランティア団体等の取り組み等について熟知し、利用者に助言できるよう努めます。
- 支援が困難な事案については町や関係機関と協議し、解決するための役割を担います。

## 施策（４） 情報提供の充実

### <課題解決に向けて>

町社協の活動や、福祉に関する情報が広く町民に行きわたるよう、効果的な情報提供を行います。

### 町の取り組み

#### ○相談窓口の周知

広報紙やホームページ等、町からの広報物に相談窓口の情報を継続的に掲載し、相談窓口の周知を図ることで、相談者の利用につなげます。

町役場において、ことわらない相談窓口を始めとして、わかりやすい窓口を提供するとともに、相談者が適切なサービスを選択できるよう対応を行います。また、町社協等が実施する相談窓口を紹介します。

相続、遺言書等、法律に関わる問題に関する相談を受け付ける無料法律相談を実施し、専門的な知見を用いて町民の抱える問題の解決につなげます。

#### ○生活困窮者の支援

経済的理由による就学困難な家庭や、児童生徒が特別支援学級に在籍している家庭に対して、学校生活に関わる費用の一部を負担する就学援助制度を周知することにより、生活困窮に陥ることを未然に防止します。

生活困窮者に対する自立相談支援事業を町民に周知するとともに、生活困窮状態にある町民の生活の建て直しを県と連携していきます。

#### ○ひきこもりや就労等の支援

当事者や支援する家族などが、問題が長期化したり、抱え込まないよう、早期に第三者に相談できるように様々な形態の相談窓口を案内し、状況に応じて就労支援を図ります。

#### ○情報バリアフリーの推進

広報紙やホームページ、SNS等、様々な媒体により町の情報を適時にわかりやすく発信します。ホームページの更新にあたっては、年齢や障がいの有無、国籍の違い等に関係なく誰もが支障なく情報取得できるよう、利用しやすいページづくりに引き続き取り組みます。

### 町社協の取り組み

○効果的な活動の周知及び情報提供を進めるため、わかりやすく、読みやすい広報紙の作成や、閲覧しやすい・欲しい情報にアクセスしやすいホームページづくりに努めます。内容については、より町社協を身近に感じてもらえる掲載内容を検討します。また、SNSによる適時的な情報発信を行います。



## 町民ができること

- 町の提供する情報や、地域活動・福祉サービスに関する各種情報に積極的に関心を持ち、情報収集に努めましょう。

## 団体・事業者の取り組み

- 町民活動サポートセンター等を利用して、活動情報やイベント等の情報の積極的な広報活動に努めます。
- 福祉サービスに関する情報の発信体制を強化します。

## 施策（５） 地域福祉ネットワークの整備・構築

### <課題解決に向けて>

地域における様々な主体が互いの役割を効果的に果たす地域福祉ネットワークの構築を進めます。

## 町の取り組み

### ○地区社会福祉協議会の活動支援

地域福祉の推進のため、町と町社協が連携を図り、地区社会福祉協議会の活動を支援します。

### ○各種関係機関の連携に向けた支援

民生委員・児童委員をはじめとする福祉・健康・医療の関係者が関わる各種協議会を活用して会議を開催し、情報共有や連携強化、対応が必要な事案の早期発見と対応につなげます。

町内のサークル・ボランティア・町民活動団体の情報を集めた「身近な余暇ガイド」を町ホームページ内に掲載することで、町民が気軽にスポーツや文化活動などに参加できるよう促すとともに、関係機関を紹介するために活用します。

第1層協議体に加え小学校区ごとに第2層協議体を設置し、生活支援コーディネーターを中心に連携しながら地域の課題解決に向けた取組みを協議します。生活支援コーディネーターは社会資源の把握、ネットワークづくり、支援ニーズのマッチングを行います。

町社協の活動を支援するほか、情報共有等において密に連携を図ります。

高齢者などの総合相談窓口を実施するとともに、抽出した地域課題の解決に向けた取組みなどを通して、地域包括支援センターの機能強化に努めます。

## ○ことわらない相談窓口の推進

社会福祉士、保健師の専門職や職員が相談に対応し、悩みや問題を整理し、8050問題やひきこもりなどの制度の狭間にある課題や、ヤングケアラーなど新たな課題解決に向けた支援方針・方法を検討します。

### 町社協の取り組み

- 町内11地区社協が共に連携し、情報共有を図ることで、より効果的な地域福祉活動のあり方を検討します。また、一方では、地域包括ケアシステムの推進に向け、町とも連携し、地域福祉活動の担い手である自治会・町内会、民生委員・児童委員、ゆめクラブ及び地区社協など、町内で活動する様々な主体の横断的な連携の機運づくり、いわゆる「オール地域」づくりを進めるとともに、主体ごとの役割の調整と見直しを行うことで、地域における地区社協のあり方を検証・検討します。
- 高齢者等の生活支援を必要とする人が住み慣れた場所で自分らしく生活していけるよう、家事や簡単な修繕、見守り等の生活支援をサポーターが行います。今後は、他団体の類似事業との棲み分けと連携を図ります。さらには、地域包括ケアシステムの中で「おたすけネット」が果たす役割及び今後のあり方を検討します。
- 地域包括ケアシステムの中核組織としてネットワークの強化に取り組みます。また、総合相談窓口としての機能強化に加えて、町や民生委員・児童委員等と連携して、町民への総合相談の周知や介護予防等の情報提供を進めます。

### 町民ができること

- 自らが地域福祉の担い手であるという自覚を持ち、地域に困っている人がいないか気にかけてみましょう。
- 地域を担当する民生委員・児童委員と顔なじみになりましょう。
- 困りごとがあったら、民生委員・児童委員に相談しましょう。

### 団体・事業者の取り組み

- 団体や事業者同士で積極的に情報共有を図ります。
- 地域包括支援センターなど関係機関との連携を強化します。
- 困難を抱えている人がいたら、相談機関や必要な支援につなげます。

### 現状と課題

- ・ これまでは、地域社会の中で多数を占めている人に合わせて社会がつくられてきたために、障がいがある人などにとって、社会生活や日常生活に障壁となるバリアが作り出されている場合があります。
- ・ 地域社会における様々な社会的障壁を取り除くために、社会にあるバリアに人々が気づくような情報提供が必要です。
- ・ 令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により、避難勧告がなくなり、避難指示に一本化され、警戒レベル4の避難指示で必ず避難が必要となること等が規定されました。
- ・ 町民意識アンケートでは、災害などの緊急時に、高齢者世帯や障がいのある人などの要援護者の避難等の手助けができる人は約4割となっていますが、一層町民の防災意識の向上が求められます。
- ・ 町民の日常生活で不安や困りごとが発生した際に、適切な福祉サービスや関係機関につなげていくための入口として、相談体制の整備は重要となっています。
- ・ 町では、新たな福祉の相談窓口として、令和3年4月に「ことわらない相談窓口」を開設しました。
- ・ 町民意識アンケートでは、「ことわらない相談窓口」の認知度は2割弱にとどまっています。気軽に相談できる雰囲気であることを期待されていることから、相談窓口の存在や、誰でも無料で相談できる利用のしやすさ等周知を進める必要があります。
- ・ 本町では、要介護・要支援認定者数は平成29年度から令和3年度までの5年間で約1.15倍に増加しているものの、特に要支援1の比較的軽度の認定者の割合の増加傾向が高いことから、重症化の防止に向けて、介護予防に力を入れることが重要となります。

## 成果指標

### 【成果指標（アウトカム指標）】

指標	実績 (令和3年度)	数値目標 (令和8年度)
福祉サービスの満足度	26.9%	30%

※実績及び数値目標は、参考資料 60 ページを参照

### 【活動指標（アウトプット指標）】

指標	実績 (令和3年度)	数値目標 (令和8年度)
ことわらない相談窓口の相談件数	761 件	増加
子育て世代包括支援センター「にのはぐ」 相談窓口の延相談件数（子ども子育て分野）	4,349 件	増加
地域包括支援センター「なのはな」 相談窓口の相談件数（高齢者分野）	834 件	増加
地域支援センター「そしん」 相談窓口の延相談件数（障がい者分野）	4,736 件	増加

## 施策（1） 社会的障壁の除去

### <課題解決に向けて>

障がいの有無や年齢などに関わらず、誰もが住みやすく、快適に生活を送ることができるよう、社会的障壁の除去に向けて多くの町民が気づけるよう情報提供等に取り組みます。

## 町の取り組み

### ○心のバリアフリーの推進

障がいの有無などに関わらず、誰もが安心して生活ができるよう、社会の中にある障壁を除いていくため、多くの方が社会にある障壁に気づき、困っている人にサポートできるよう、広報紙やホームページを通じて周知します。

視覚に障がいがある人が積極的に外出できるよう、同行援護にかかる人材の育成を図るなど、身体に不自由のある人が社会参加できるよう支援します。

### ○生活環境の整備

公共施設や道路、公園などのバリアフリー化を促し、より良い環境づくりに努めます。

コミュニティバスなどを運行し、公共交通の空白地域・不便地域の解消に努めます。通院・通所・買い物などを目的とした外出に対して、NPOや社会福祉法人等の協力のもと、送迎を推進します。

## 町社協の取り組み

○町や関係機関とも連携し、新たな移動支援のニーズ調査を実施するほか、身体的な不安により移動が困難となっている人に対する同行支援を実施します。

○町や登録ボランティア等と連携し、社会的障壁を取り除くための周知に努めます。

## 町民ができること

○バリアフリーでないと感じた場所があった時には、町に連絡しましょう。

○地域での活動時には隣近所で声をかけ合い、交通手段がない人を手助けしましょう。

○身体が不自由な人や、歩行に困っている人を公共の場で見かけたら、積極的に声をかけて手助けしましょう。

## 団体・事業者の取り組み

○団体活動に関わる移動の際に、参加者が不自由なく移動できるよう、参加者同士の協力を促します。

○買い物支援など、生活支援を行うための取り組みを考えます。

＜課題解決に向けて＞

平常時から地域で協力し、支援が必要な人に対する避難支援体制や緊急時の対応に向けた体制を整備するとともに日頃からお互いに支え合う地域づくりを目指します。

町の取り組み

○地域の防災力の向上

自主防災組織の運営に向けたマニュアルの作成及び更新に努めることで、各地区での自主防災組織のマニュアル化を支援し、防災活動の活発化を進めます。

全町規模での総合防災訓練を実施するとともに、自主防災組織単位での防災訓練の実施を促進し、防災意識の普及啓発に努めます。また、広域での災害時のスムーズな対応に向けて、より精度の高い安否確認の方法や避難所運営等について検討します。

災害時に避難や生活が困難な要配慮者等の安全のため、町内または近郊にある民間の福祉施設と緊急受け入れに関する協定を締結するとともに促進します。

○避難行動要支援者の把握

災害時に安否確認や相互支援がスムーズに行えるよう全地区と連携し、自治会名簿に要配慮者等の情報も加え、平時からの情報把握を推進します。

75歳以上の独居・高齢者のみ世帯や、障がい者について、医療情報を集約したシートを民生委員等を通じて作成し、緊急時に迅速な対応を取れる体制づくりを行います。また、本人に同意を得て、医療情報シート等の情報に基づき避難行動要支援者名簿として平常時から居住地区で共有し、災害時の避難誘導に備えると共にハザードエリアに住んでいる避難行動要支援者については、防災等関係部署や介護・福祉に関する職種団体と連携し、個別の避難計画等の策定に向けて検討を行っていきます。

県と協力して、避難所で高齢者・障がい者等が安心して生活ができるよう支援体制の整備に努めるとともに、町では外国人に対する広報・啓発体制の構築について検討していきます。

○安心して生活できる地域づくりの推進

児童・生徒の安全確保に向けて、下校時の見守りを行うとともに、幅広い関係各団体との連携を図り、見守り活動を促進します。

地区長、民生委員・児童委員、防犯指導員、警察を含む幅広い関係各団体と連携し、年数回の会議等により見守り活動の促進を図ります。

認知症等による行方不明のおそれのある高齢者の情報を、家族があらかじめ町を通じ、「認知症等行方不明SOSネットワーク」に登録し、検索の際には警察をはじめ近隣市町村と情報共有することで、迅速な保護につなげます。

一人暮らし等の高齢者が安心して暮らせるよう、緊急時や離れて暮らす家族でも見守ることが可能なシルバー緊急通報システム（安否確認等）などのサービスについて町社協と連携し、周知と利用普及を図ります。

消費生活に関する情報提供、契約トラブル等にあつた際に相談できる窓口の周知を進めます。また、消費者の適切な購買活動を支援するとともに、被害の未然防止に努めます。

## 町社協の取り組み

- 災害時にボランティアが効率よく活動できるよう、災害ボランティアやボランティアコーディネーターの育成とともに、災害ボランティアセンター立ち上げのシミュレーションを行います。また、同センターの立ち上げに加え、福祉サービス利用者の安否確認や災害見舞金の支給など、町社協に求められる役割に迅速に対応するため、災害時行動マニュアルを整備します。
- 見守りが必要な一人暮らし高齢者や高齢者世帯に対して、緊急時の通報や24時間いつでも相談ができるシルバー緊急通報システムの設置をすることで、見守り体制を整備します。今後は、関係団体と連携してより使いやすいシステムへの検討を行うとともに、継続的に周知することで、支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう努めます。

## 町民ができること

- 日ごろから家族や隣近所でハザードマップを確認し、防災用品、避難経路、避難場所等を確認しておきましょう。
- 地域の防災訓練に積極的に参加するとともに、自主防災組織活動を活性化しましょう。
- 避難行動要支援者名簿の作成や活用等に関わる取り組みについて理解し、可能な限り協力しましょう。
- 災害時には隣近所の助け合いが重要になるため、日ごろから声をかけ合える関係づくりに努めましょう。

## 団体・事業者の取り組み

- 高齢者福祉施設や障がい者福祉施設等は、利用者の避難訓練や防災・防火訓練を行います。
- 民間の福祉施設は、町と災害時の緊急受け入れに関する協定締結を進めます。

## 施策（３） 相談体制の充実

### <課題解決に向けて>

町民にことわらない相談窓口等の周知を進めるとともに、ワンストップでの相談体制を充実します。

### 町の取り組み

#### ○身近な相談体制の充実

民生委員・児童委員をはじめとして、地域の各団体組織に対して各種福祉に関わる情報提供を行い、町民からの相談に対応できる仕組みづくりを進めます。

#### ○専門相談員による支援体制の強化

困りごとを抱える人を必要な支援につなげるために、社会福祉士、保健師などの専門職や職員が、関係機関と連携し対応できるよう体制を強化します。

また、ケアラーやヤングケアラーについても支援策・対応策を協議していきます。

### 町社協の取り組み

○民生委員・児童委員をはじめとした相談員による「心配ごと相談」を実施します。また、多様な専門家が集まる身近な相談所として、町民に広く周知するとともに、町が実施する無料法律相談とも相互に連携することで、相談所としての機能強化を図ります。

○障がい者の抱える課題の解決や適切な公的サービス利用を支援するため、特定相談支援に取り組みます。

### 町民ができること

○何かあったらすぐに相談できる相手を見つけるとともに、他の人からの相談を積極的に受け、相互に助け合える関係を築きましょう。

○ひとりで悩みごとを抱え込まず、早期に相談しましょう。

### 団体・事業者の取り組み

○事業者は、サービス利用者だけでなく、地域住民や地域団体からの相談に応じるよう努めます。

○相談を受けたり、困っている人を見かけたりした場合は、関係機関につなげます。

○民生委員・児童委員、地域団体、相談員等は、身近な生活の問題や困りごとの相談に対応できるよう、知識を深めるとともに、行政や専門的な相談機関との連携を図ります。



## 施策（４） 健康づくり・生きがいづくりの推進

### <課題解決に向けて>

すべての町民が元気で健康な暮らしを送ることができるよう、健康づくり、生きがいづくりや介護予防に力を入れるとともに、町民一人ひとりが健康に対する意識が高まるよう保健、医療、福祉の連携を推進します。

### 町の取り組み

#### ○健康づくりの普及・情報提供

未病センターを開設するとともに、健康増進に関する講座を実施し、町民の健康づくりへの関心を高めるとともに、知識の習得を促進します。

各種健康診査や予防接種、健康づくりに関するイベント情報などを定期的に町民に提供することで、年間を通じた健康づくりを支援します。

健康・医療関連の図書を充実し、図書館内にコーナーを設置して情報を提供するとともに、さらなる情報提供に向けた提供方法を検討します。

#### ○生涯学習機会の拡大

生涯学習ボランティアによる町民大学・放課後子ども教室の企画・運営等を行い、生涯学習機会の拡大を図ります。

子どもから大人まで、生涯にわたって学べる講座内容を充実するとともに、ボランティア活動につながる内容を検討します。

#### ○スポーツ・レクリエーションの機会の拡大

スポーツ推進委員等と連携し、障がいの有無や年齢等にかかわらず、あらゆる町民が参加できるスポーツ・レクリエーションの機会をつくり、町民の健康増進と地域でのコミュニケーションのきっかけづくりを進めます。

### 町社協の取り組み

○地区社協に対して「地域の通いの場」運営費補助をはじめとする支援を行い、通いの場の介護予防・健康づくりの場としての有効活用を促します。また、地域における高齢者の活躍の場づくりを進めるため、年末たすけあい募金を原資とした地区社協の活動支援を行います。

### 町民ができること

- 自身の健康に関心を持ち、日々の生活における体調及び健康管理を行うとともに、定期的に各種健（検）診を受診しましょう。
- 自分の好きなことや、趣味に取り組む時間を意識的に設けるとともに、趣味等に関連する地域の活動に積極的に参加しましょう。
- 地域活動や、地域の運動教室・スポーツスクール等に参加し、意識的に身体を動かす機会をつくりましょう。
- 家族や友人等と運動やスポーツをする機会を自らつくとともに、それを通じて仲間づくりに努めましょう。
- 各種健（検）診を受診するよう、近所同士で声かけをしましょう。

### 団体・事業者の取り組み

- 町や町社協と連携して、町民の健康維持・増進に向けた活動を行います。
- 持っているノウハウや資源を活かして、地域での健康づくりに協力します。

## コラム

# ナッジを活用した地域福祉の推進

### 行動経済学とナッジとは

行動経済学とは、人は必ずしも目の前にあるすべての情報を利用して合理的に意思決定をするわけではないという考えに基づき、人間の行動を分析する学問のことです。ナッジ (nudge) とは、そっと後押しするという意味です。

#### 【活用事例】

#### 通いの場・社会参加

→交流サロンに行く日を  
カレンダーに書くことを勧める！



#### 体操教室

→「体操教室に行く？」ではなく  
「体操教室にいつ行く？」と尋ねる！



出典：広報誌『厚生労働』2020年1月号  
神奈川県HP「ナッジを活用した県事業の推進」

---

# 資料編

---

- 1 地域福祉計画策定検討会委員名簿
- 2 用語集
- 3 成果指標



## 1 二宮町地域福祉計画策定検討会委員名簿

	分野	団体名	委員名
1	社会福祉関係	二宮町民生委員児童委員協議会	井上 太郎
2	地域福祉関係	二宮町地区長連絡協議会	遠藤 次男
3	高齢者関係	二宮町ゆめクラブ連合会	和田 征二
4	子ども関係	二宮町民生委員児童委員協議会 (主任児童委員)	足立 真理子
5	障がい者関係	二宮町身体障害者福祉協会	橘川 透
6	障がい者関係	二宮町手をつなぐ育成会	佐藤 直美
7	社会福祉関係事業者	NPO法人 ワーカーズ大空	依田 久司
8	行政機関等	平塚保健福祉事務所 保健福祉課長	富岡 順子
9	一般公募		三枝 公一
10			藤原 春美

## 2 用語集

行	用語	内容
あ 行	医療情報シート	家庭内において急病やケガで救急車を呼んだ際に、駆けつけた救急隊や搬送先医療機関に対して、ご自身の持病や緊急連絡先などを伝えるシート。
	おたすけネット	高齢者や障がい者のいる家族の方に対し、町社協登録の生活支援サポーターが、買い物や清掃、通院付き添いなど、日常の困りごとをお手伝いするたすけあい運動。ひとり暮らしの高齢者(日中ひとりである時間が長い方を含む)、高齢者世帯、障がい者のいる世帯、その他、一時的に生活支援が必要と判断される方を対象としている。
か 行	ケアラー	こころやからだに不調のある人の介護、看病、療育、世話、気づかいなど、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする方。
	心のバリアフリー	自分とは違うさまざまな人とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し、共感する力を培う。
	ことわらない相談窓口	介護や子育て、生活困窮などの複合的な困りごとにワンストップで対応する相談窓口。
さ 行	障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。平成25年6月制定、平成28年4月1日より施行。すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された。
	生活支援コーディネーター	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘など、地域資源の開発やそのネットワーク化などの役割を担う人。
	成年後見人制度	認知症や障がい等により判断能力が不十分な人の法律行為(財産管理や契約の手続き、同意無く結んだ不利益な契約の取り消しなど)を、家庭裁判所が選任した成年後見人などが代行して行うことで、本人の権利を守る民法上の制度。
た 行	第1層協議体	町全体の支え合いや活動推進のため、地域の第2層協議体と連動しつつ、町的生活支援についての話し合いや、活動状況など情報共有する場。
	第2層協議体	小学校区で様々な人が集まって、将来の自分や家族、友人、知人、地域の人のために何ができるかを一緒に考え、お互いさまの気持ちを持ちながら支え合うことができるよう、話し合う場。

行	用語	内容
た 行	ダブルケア	1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面すること。
	地域コミュニティ	一定の地域を基盤とした住民組織、人と人とのつながりであり、そこに暮らす地域住民が構成員となって、地域づくり活動や地域課題の解決等、その地域にかかわる様々な活動を自主的・主体的に展開している地縁型団体・組織(集団)をいう。町内会・自治会等もこれに含まれる。
	地域の通いの場	高齢者を中心に子どもから大人まで誰もが参加可能で、雑談をしたり、レクリエーションを楽しんだり、軽い体操などの健康づくり活動を行う場。地域の交流の場であり、社会参加・介護予防・見守り・助け合いの拠点となる場所。
	地域包括ケアシステム	医療、介護、健康づくり・介護予防、住まい、生活支援など地域の様々なサービスを有機的に連携させ、高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組み。
	地域包括支援センター	介護保険法により設置され、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援をはじめ、「地域ケア会議」の開催等を行う。
	ともしびショップ	障がいのある人が働くことを実感し、仲間や地域の方々との触れ合いを通して、その自立と社会参加を実現していくために、県社協が認定している売店などのこと。
な 行	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。
	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を、日常生活の中で温かく見守ることができる人のこと。養成講座の受講を通じて、サポーター資格を得ることができる。
は 行	ハザードエリア	津波、高潮、出水等による危険の著しい区域として指定された区域。
	8050問題	80歳代の高齢者の親とひきこもり状態の50代の単身・無職の子が同居している問題。
	バリアフリー	日常生活や社会生活における物理的な障がいや、心理的な障壁などを取り除くこと。

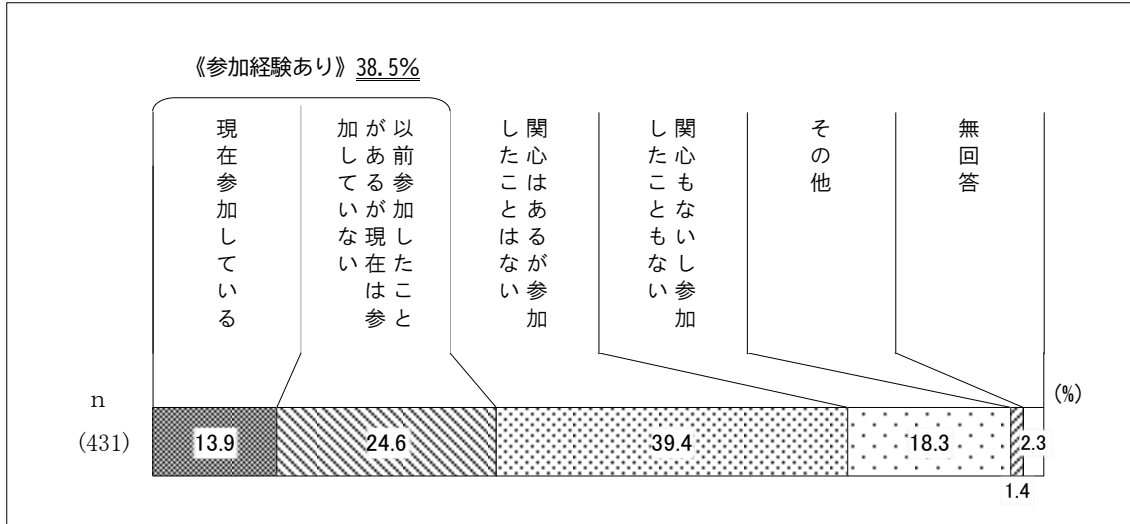
行	用語	内容
は 行	避難行動要支援者	災害が発生または災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難で、その迅速かつ円滑な避難の確保を図るにあたって、特に支援を要する人。
	ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けをしてほしい人(おねがい会員)と手助けをしたい人(まかせて会員)が、お互いに助けたり、助けられたりする地域の相互援助活動を行う会員組織。
	福祉サービス	福祉ニーズに対応するための具体的な事業や行為。社会福祉法第3条の基本理念には、「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。」と規定されている。
	フードバンク	食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体・活動。
	訪問介護事業	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員が利用者の自宅を訪問し、食事・排せつ・入浴などの身体介護や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活援助を行う。
	ボランティアセンター	ボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る支援組織。ボランティアをしたい人・団体と、ボランティアを必要とする人・団体とをつなぐボランティアコーディネート業務や、ボランティアの情報収集と発信を行う。また、ボランティアに関する教育・研修の拠点、ボランティアの情報交換の拠点でもある。
ま 行	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動に従事する人のこと。地域での社会福祉に関わる相談対応や、高齢者の相談・見守り、児童虐待の防止・早期発見等、様々な地域課題に対応する。
や 行	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。



### 3 成果指標

#### 基本目標1 地域を支える人づくり

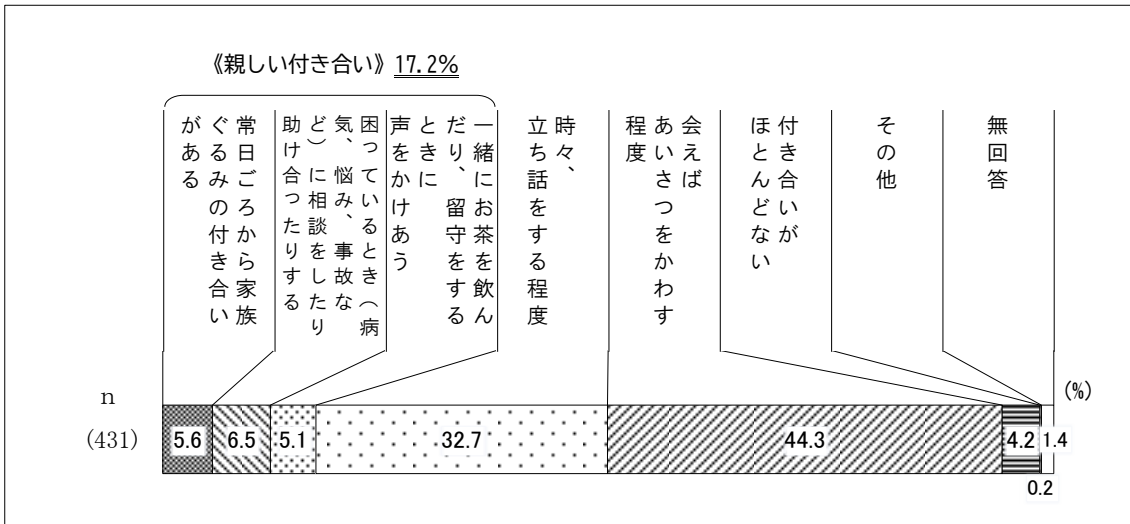
##### ■地域の支援活動への参加状況



出典：二宮町地域福祉計画策定のための町民意識調査アンケート 問21

#### 基本目標2 誰もがつながり合う仕組みづくり

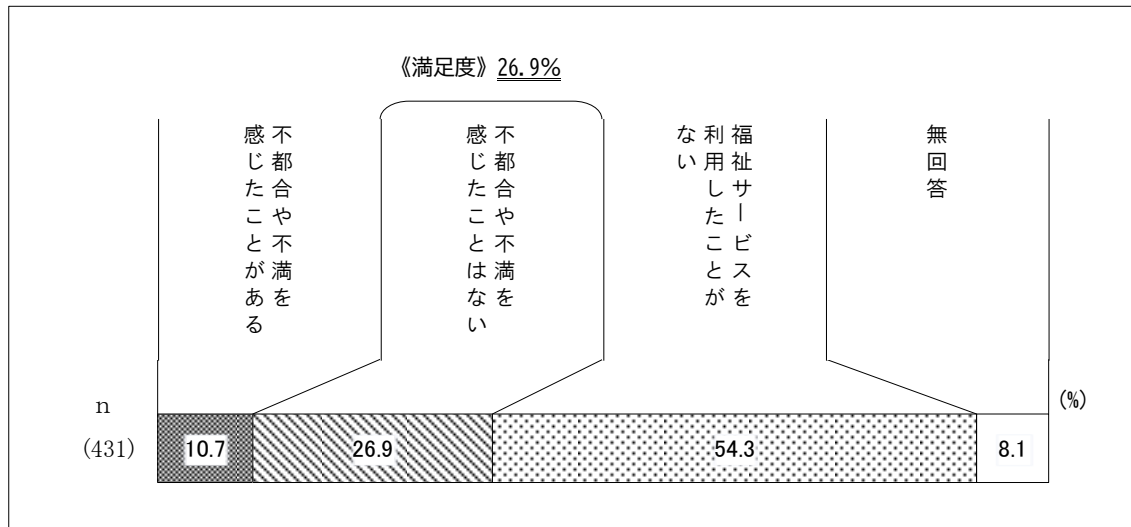
##### ■近所付き合いの程度



出典：二宮町地域福祉計画策定のための町民意識調査アンケート 問9

### 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

#### ■福祉サービスの満足度



出典：二宮町地域福祉計画策定のための町民意識調査アンケート 問24

---

第2次二宮町地域福祉計画  
二宮町社会福祉協議会  
第3次地域福祉活動計画  
令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

発行：二宮町／二宮町社会福祉協議会  
発行年月：令和5年（2023年）3月

〒259-0196 二宮町二宮 961 番地  
TEL：0463-75-9289 FAX：0463-73-0134

---

